

## 様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	開示請求書	第9条
様式第2号	開示決定通知書	第12条第1項
様式第3号	不開示決定通知書	第12条第2項
様式第4号	開示決定等期限延長通知書	第13条
様式第5号	開示決定等期限特例延長通知書	第14条
様式第6号	第三者意見照会書（条例第27条第1項適用）	第15条第1項
様式第7号	第三者意見照会書（条例第27条第2項適用）	第15条第2項
様式第8号	第三者開示決定等意見書	第15条第3項
様式第9号	反対意見書に係る開示決定に関する通知書	第15条第7項
様式第10号	訂正請求書	第18条
様式第11号	訂正決定通知書	第19条第1項
様式第12号	非訂正決定通知書	第19条第2項
様式第13号	訂正決定等期限延長通知書	第20条
様式第14号	訂正決定等期限特例延長通知書	第21条
様式第15号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第22条
様式第16号	利用停止請求書	第23条
様式第17号	利用停止決定通知書	第24条第1項
様式第18号	非利用停止決定通知書	第24条第2項
様式第19号	利用停止決定等期限延長通知書	第25条
様式第20号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第26条
様式第21号の1	諮問書（開示決定等）	第27条
様式第21号の2	諮問書（訂正決定等）	第27条
様式第21号の3	諮問書（利用停止決定等）	第27条
様式第21号の4	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	第27条
様式第22号	諮問をした旨の通知書	第28条

開示請求書

年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

電話 ( ) \_\_\_\_\_

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する 保有個人情報	
開示の実施方法 ※1から5のいずれかに○ 印を付してください。	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付 4 電子情報処理組織を用いた開示 5 その他 ( )
上記1又は2の場合の 実施希望日	年 月 日

□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 □委任状 □その他 ( )

開示決定通知書

第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

開示する保有個人情報		
上記保有個人情報の利用目的		
決定の内容		1 全部開示      2 部分開示
不開示とした部分とその理由		
開示の実施方法		
写しの送付以外 の開示による場 合の実施期間等	期間	年 月 日～ 年 月 日（土・日・祝以外）
	時間	
	場所	
写しを送付する場合の準備日数、 送付に要する費用（見込額）		
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話	

（注意）

- 1 開示を受ける際は、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証する書類等を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。
- 3 写し等の交付を希望される場合は、写し等の作成費用が請求者の負担となります。また、写し等の送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
不開示とした理由	
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第13条関係）

開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

（開示請求者）様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

様式第5号（第14条関係）

開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

（開示請求者）様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第26条第1項の規定 （開示決定等の期限の特 例）を適用する理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行 い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等 を行う予定です。） 年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

様式第6号（第15条第1項関係）

第三者意見照会書（条例第27条第1項適用）

第 号  
年 月 日

（第三者利害関係人）様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますよう、お願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話



様式第7号（第15条第2項関係）

第三者意見照会書（条例第27条第2項適用）

第 号  
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますよう、お願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号 又は第2号の規定の 適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている（あなた、 貴社等）に関する情報 の内容	
意見書の提出先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

第三者開示決定等意見書

年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合 議長 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

反対意見書に係る開示決定に関する通知書

第 号  
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

訂正請求書

年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

電話 ( ) \_\_\_\_\_

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年条例第 3 号) 第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び 理由	(趣旨) (理由)

□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 34 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容)  (訂正理由)
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

非訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした 理由	
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 13 号（第 20 条関係）

訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 35 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

様式第 14 号（第 21 条関係）

訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 36 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
条例第 36 条第 1 項の規定 （訂正決定等の期限の特 例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話



様式第 15 号（第 22 条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有 個人情報を特定するた めの情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	（訂正内容）  （訂正理由）
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

利用停止請求書

年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所  
〒

電話 ( ) \_\_\_\_\_

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年条例第 3 号) 第 39 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第 38 条第 1 項第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第 38 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

のある欄には、該当する  内にレ印を記入してください。

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 41 条第 1 項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容 及び理由	(利用停止内容)  (利用停止理由)
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

非利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 41 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしないことと した理由	
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会を被告として（岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長が被告の代表者となります。）、大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 19 号（第 25 条関係）

利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

様式第 20 号 (第 26 条関係)

利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 43 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
条例第 43 条第 1 項の規定 (利用停止決定等の期限 の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

様式第 21 号の 1 (第 27 条関係)

諮問書 (開示決定等)

第 号  
年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
個人情報保護審査会 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年条例第 3 号) 第 24 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったため、同条例 第 45 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 開示請求書 (写し) ② 開示決定通知書 (写し) 又は不開示決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	



様式第 21 号の 2（第 27 条関係）

諮問書（訂正決定等）

第 号  
年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
個人情報保護審査会 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 34 条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったため、同条例第 45 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 非訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 訂正請求書 (写し) ② 訂正決定通知書 (写し) 又は非訂正決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

様式第 21 号の 3 (第 27 条関係)

諮問書 (利用停止決定等)

第 号  
年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
個人情報保護審査会 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年条例第 3 号) 第 41 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったため、同条例第 45 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 非利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 利用停止請求書 (写し) ② 利用停止決定通知書 (写し) 又は非利用停止決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

様式第 21 号の 4 (第 27 条関係)

諮問書 (開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

第 号  
年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
個人情報保護審査会 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年条例第 3 号) 第 18 条の規定に基づく開示請求 [岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例第 31 条の規定に基づく訂正請求、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例第 38 条の規定に基づく利用停止請求] に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったため、同条例第 45 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求 [訂正請求、利用停止請求]  (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 非利用停止決定	(1) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の日付、受付番号等  (2) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 開示請求書 [訂正請求書、利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

諮問をした旨の通知書

第 号  
年 月 日

（審査請求人等） 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会  
議長 印

年 月 日付け議長に対する審査請求について、下記のとおり個人情報保護審査会に諮問したので、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第 45 条第 3 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定 等[訂正決定等、利用停止 決定等]	年 月 日
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日
本件連絡先	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会事務局 担当者 電話

<参考書式（第17条第1項関係）>

開示の実施方法等申出書

年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所  
〒

電話 ( ) \_\_\_\_\_

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第28条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号： 日 付： 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
求める開示の実施方法 ※1から5のいずれかに○印を付してください。	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付 4 電子情報処理組織を用いた開示 5 その他 ( )
上記1又は2の場合の実施希望日	年 月 日
保有個人情報の一部のみの実施を求める場合は、当該部分の内容	
保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、当該部分ごとの内容	(閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(写しの交付を求める部分の内容)